

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和5年11月6日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年3月15日から同年4月15日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月15日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋507の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。